

**問 こどももワクチン接種証明書が必要となりますか。**

(答)

1. こどもも、有効なワクチン接種証明書を保持している場合は、出国前 72 時間以内の陰性証明書の提出は不要です。
2. 有効なワクチン接種証明書を保持していない 18 歳未満のこどもについては、有効な接種証明書を保持する同居する親等の監護者が同伴し、当該こどもの行動管理を行っている場合は、特例的に、有効な接種証明書を保持する者として取り扱い、当該監護者と同様の陰性証明書の免除が認められることとなります。  
※ 接種証明書を保持していない 18 歳未満のこどもが単独で（接種証明書を保持する監護者の同伴なしで）入国する場合には、上記の特例は認められません。

**問 こどもも有効なワクチン接種証明書を保持していない場合、「陰性」の検査証明書が必要ですか。**

(答)

1. 有効なワクチン接種証明書を保持していない 18 歳未満のこどもについては、有効な接種証明書を保持する同居する親等の監護者が同伴し、当該こどもの行動管理を行っている場合は、特例的に、有効な接種証明書を保持する者として取り扱い、当該監護者と同様の陰性証明書の免除が認められることとなります。  
※ 接種証明書を保持していない 18 歳未満のこどもが単独で（接種証明書を保持する監護者の同伴なしで）入国する場合には、上記の特例は認められません。
2. 同伴する監護者が有効なワクチン接種証明書を保持せず、「陰性」の検査証明書で入国する場合であっても、当該監護者に帯同して入国する未就学（概ね 6 歳未満）のこどもであっても、当該監護者が陰性の検査証明書を保持している場合には、こどもが検査証明書を保持していなくてもよいものと取り扱うこととしています。

「水際対策強化に係る新たな措置」の Q & A（10 月 28 日時点）から抜粋  
[000999401.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/000999401.pdf)